

公益・一般の両にらみ

大半は様子見 本音は…

2008年12月からスタートした新公益法人制度に対する対応が、建設関係の既存公益法人でも進み始めている。ただ大半は、公益・財団もしくは一般社団・財団どちらかの移行認定・認可を決めたわけではなく、議論を進める新組織を設けたり結論を先送りするケースがほとんど。既存公益法人は08年12月から5年間で移行認定・認可申請をしなければ団体が解散となるため、多くの公益法人にとって今年度から新公益法人制度へ向けた対応を始めなければならぬとの判断が背景にありそうだ。

多くの既存公益法人は、今年度の活動計画を承認する総会で、新公益法人制度への対応を盛り込んだ。

具体的には、早々にこれまでの社団法人から一般社団への移行を打ち出す学会や業種別団体があつた一方、公益社団移行を全面に打ち出す業種別団体もあるなど対応は分かれている。このほか、公益社団移行へ向けた検討を進めた結果、従来行ってきた主要活動が公益認定の障害になりかねないとの判断から、公益・一般いずれかの判断を先送りするケースもある。

新公益法人制度対応

ただ多くの全国団体は、新公益法人制度が発足してまだ半年しか経っていないこともあり、先行して検討を進めている他団体の動向を横目に、公益・一般の両にらみで検討を開始している。

既存公益法人の中で、一般社団移行の考えを明らかにしている全国団体は、日本建築学会、日本電設工業協会、コンクリート・ポータル協会など。所管官庁も文部科学省、国土交通省、経済産業省と分かれている。

経済産業省はこれまで所管団体向け説明会で「業種別

団体は一般社団」とのメッセージを送り続けていたこともあり、コンクリート・ポータル協会以外でも既に建設関連団体で一般社団移行認可を受けた例もあることから、経産省所管業種別団体の多くは最終的に一般社団を選択する可能性が高い。

一方、「09年度をめどに公益社団法人への移行を図る」ことを08年7月に決め、今年度総会で定款を改正し移行認定へ向け動き出した土木学会や、公益社団法人移行に言及した日本技術士会など、文科省が所管する学術系団体の多くは公益社団移行を軸に対応を進めている。

その中で異例なのが、「公益社団法人移行によって支部活動や委員会活動などでさまざまな制約が発生し円滑な事業運営が妨げられる恐れが大きい」という理由で、一般社

会だ。

従来から会員のために行っている活動の多くが、新たな公益判断で「公益」ではなく「共益」になる可能性が高いほか、保有不動産を含めた事業収入が公益認定のハードルさらに引き上げた格好。

国交省所管の全国団体の多くは、新公益法人制度への対応を盛り込んでいたものも少なくない。本音は様子見がほとんど。その中、新制度対応へ向け内部でメリット・デメリットを検討を進めてきた団体では、現状で公益認定ハードルのク

電設協は一般社団申請決議

建設コンサルタンツ協会は今年度総会で08年度に新設した特別委員会の中継報告とし

たことでCPDS事業の黒字幅が拡大したことが逆に、公

益認定基準の障壁になったと、建コン協にとつての公益社団と一般社団のそれぞれのメリット・デメリットをまとめ、公益・一般の2つの選択肢に加え、一般に移行後RCM(シビルコンサルティン グマネージメント)など認知度の高い資格試験事業だけを分離して公益認定を受ける分割案も提示した。10年度総会で移行方針を審議し11年度総会で選択決定するが、現段階では一般社団を選択する可能性が高い。

公益認定ハードルの一つ、「全体事業費に占める公益目的事業比率50%以上」が、本部・支部合わせると08年度事業段階でクリアできていないことが理由だ。また全国土木施工管理技士会連合会も、CPDS(継続学習制度)が発注者の評価項目になるなど認知度が高まったことでCPDS事業の黒字幅が拡大したことが逆に、公

益認定基準の障壁になったと、建コン協にとつての公益社団と一般社団のそれぞれのメリット・デメリットをまとめ、公益・一般の2つの選択肢に加え、一般に移行後RCM(シビルコンサルティン グマネージメント)など認知度の高い資格試験事業だけを分離して公益認定を受ける分割案も提示した。10年度総会で移行方針を審議し11年度総会で選択決定するが、現段階では一般社団を選択する可能性が高い。

新公益法人制度 既存公益法人は、新たに規定した「公益社団・財団」か「一般社団・財団」いずれかに振り分けられる。公益社団・財団の認定は、国所管法人は国の公益認定委員会が、都道府県所管法人は47都道府県ごとに設置されている合議制機関が判断し、国所管の場合には内閣府理大臣が、都道府県所管の場合は知事がそれぞれ認定・認可する仕組み。既存公益法人は、08年12月の新公益法人制度が施行されて以降は特別民法法人として、5年間の移行猶予期間中、税制も含め従来と同様の扱いを受けられる。